

公益財団法人新潟県市町村振興協会基金交付金交付細則

平成24年5月26日

細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人新潟県市町村振興協会基金交付金交付規程（以下「規程」という。）第7条に基づき、公益財団法人新潟県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に配分する基金交付金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(市町村への交付金総額)

第2条 交付金総額は、予算の範囲内で理事長が定める。

(交付金の交付時期)

第3条 協会は、基金交付金を当該年度3月31日までに市町村に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、市町村への基金交付金の額を決定したときは、基金交付金決定通知書（様式第1号）により市町村に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第5条 前条の通知を受けた市町村は、基金交付金支払申請書（様式第2号）により交付金の支払を申請するものとする。

(交付金の使途の報告)

第6条 規程第6条に規定する基金交付金の交付を受けた市町村は、交付を受けた翌年度の5月末日までに、基金交付金の使途について、事業実績報告書（様式第3号）により協会に報告するものとする。

附 則

この細則は、公益財団法人新潟県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。